平成２２年（フ）第１４号
山口県長門市仙崎1031番地56、前住所山口県長門市三隅中3752番地１
破産者　大深　順子
１　決定年月日　平成23年10月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第３６２１号
大阪市生野区小路３丁目12番10号
破産者　小代商店こと　小代　善宏
１　破産債権の届出期間　平成23年11月11日まで
２　一般調査期日　平成23年12月５日午後３時30分
平成23年10月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９７号
京都市山科区西野櫃川町９―64、開始決定時の住所京都市山科区北花山中道町84番地の12
破産者　藤田　義明
１　破産債権の届出期間　平成23年11月30日まで
２　一般調査期日　平成24年１月18日午後３時30分
平成23年10月19日
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２２年（フ）第２０７６号
京都府城陽市平川広田89番地８
破産者　有限会社ユニオンＪＯＹＯ
特別調査期日　平成24年１月18日午後２時
平成23年10月20日
京都地方裁判所第５民事部破産係

債権者集会招集

平成２３年（フ）第９３号
宮崎県西都市妻町３丁目８番地
破産者　小脇　利行
１　期日　平成23年12月２日午前11時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年10月20日　宮崎地方裁判所破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第３１号
山口県柳井市柳井1915番地３
破産者　木村　正巳
異議申述期間　平成23年11月30日まで
平成23年10月20日　山口地方裁判所岩国支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第１３号
群馬県伊勢崎市国定町１丁目39番地１
清算株式会社　株式会社共和建鉄
代表清算人　竹原　正貴
１　決定年月日　平成23年10月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所民事部

平成２３年（ヒ）第３０３０号
大阪市北区同心１丁目６番23号
清算株式会社　株式会社ＲＧマーケティング
代表清算人　勝井　良光
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第１号
大分市大字勢家930番地の１
清算株式会社　大分ホーバーフェリー株式会社
代表清算人　木元　　智
１　決定年月日　平成23年10月17日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者日本郵船株式会社に対し、本協定の認可の確定した日から１か月以内に、金30,941,004円を弁済する。
２　協定債権者日本郵船株式会社は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　清算株式会社は、協定債権者大分交通株式会社に対し、本協定の認可の確定した日から１か月以内に、金30,941,004円を弁済する。
４　協定債権者大分交通株式会社は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
以上
大分地方裁判所民事第１部

監督命令

平成２３年（再）第２号
福島県田村郡小野町大字小野新町字中通21番地の１
再生債務者　秋田　佳一
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　福島県郡山市麓山１丁目７番16号　渡邊真也法律事務所　弁護士　渡邊　真也
平成23年10月19日　福島地方裁判所郡山支部

再生債権の特別調査期間

平成２３年（再）第１号
静岡県浜松市南区瓜内町72番地の３
再生債務者　成和第一産業株式会社
特別調査期間　平成23年11月２日から平成23年11月９日まで
平成23年10月19日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

平成２３年（再）第１３号
名古屋市守山区大字下志段味字池田810番地
再生債務者　株式会社アサヒグラフィックス
特別調査期間　平成23年11月７日から平成23年11月14日まで
平成23年10月19日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続終結

平成１８年（再）第１号
青森県八戸市城下１丁目13番２号、登記簿上の本店所在地青森県八戸市小中野８丁目８番16号
再生債務者　月金株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年10月13日　青森地方裁判所八戸支部

再生手続廃止

平成２１年（再）第６号
広島市西区南観音町21番30―201号
再生債務者　株式会社アルパ・コーポレイション
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成23年10月18日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第１３３号
埼玉県所沢市大字荒幡161番地の12
再生債務者　土屋　健夫
１　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月９日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月24日から平成23年11月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第１２号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田3998番地225
再生債務者　中島　英志
１　決定年月日時　平成23年10月19日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月９日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月24日から平成23年12月７日まで
長野地方裁判所佐久支部再生係

平成２３年（再イ）第１８７号
名古屋市緑区鳴海町字有松裏152番地の22
再生債務者　塚本　　恵
１　決定年月日時　平成23年10月19日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月９日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月16日から平成23年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部